

「ウェブ利用研修（集合研修 アーカイブ配信）」の研修種別 の追加について

（2024（令和6）年10月）

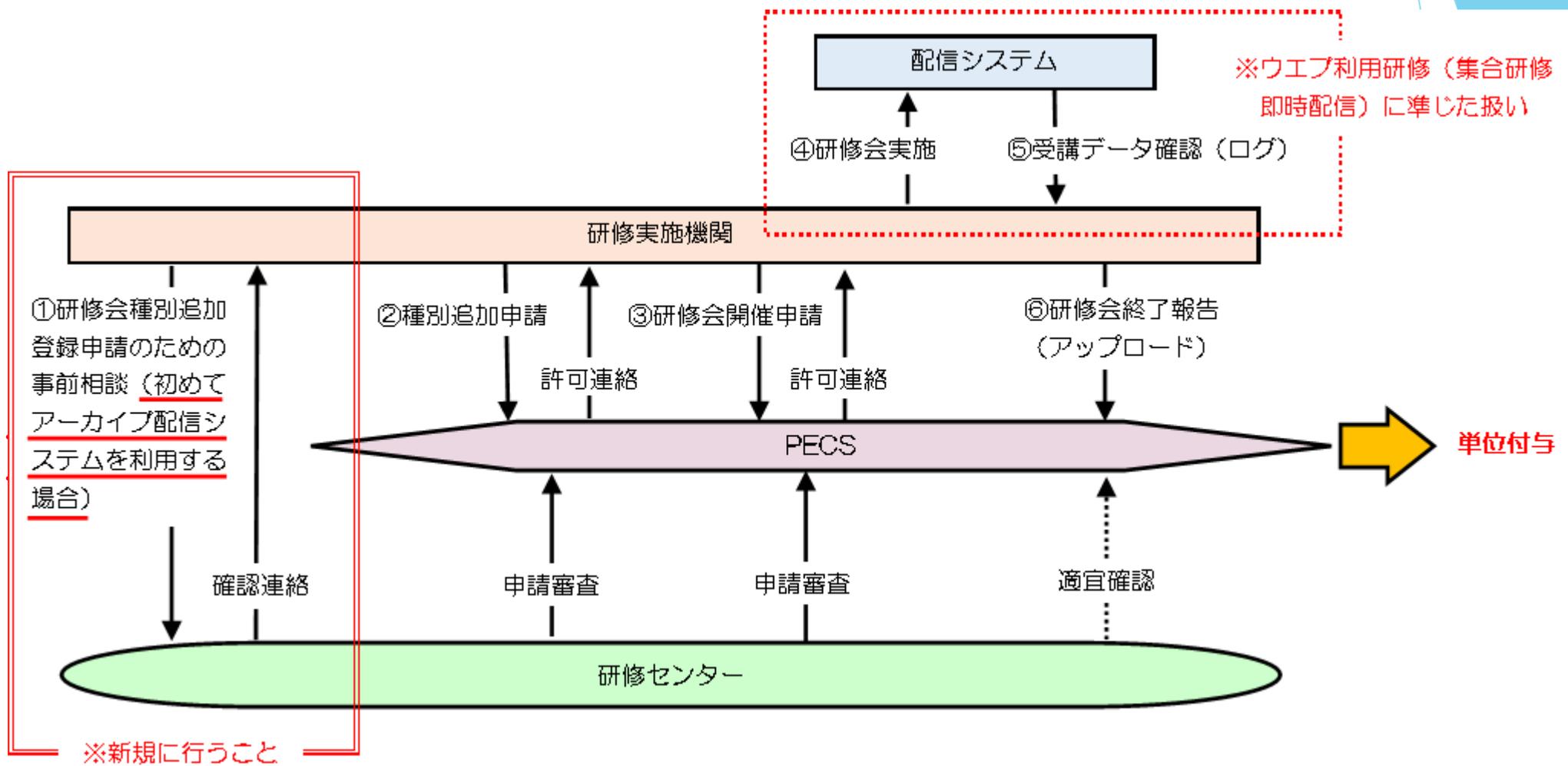
「ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）」の定義

「集合研修又はウェブ利用研修(集合研修即時配信)の研修内容をいったん録画し、その画像及び音声をインターネットにより伝送して行うのもので、元となる集合研修又はウェブ利用研修（集合研修即時配信）と同一の実施機関が同一の内容のものを配信するものであること。ただし、見学的なものは含まない。実習を内容とする場合は、その実施方法等を十分検討し、実演の見学に過ぎないものにならないようにすること。また、電子的かつ自動的に、受講確認が行え、受講の開始及び終了の時刻及び受講割合が記録され、保存されること。

なお、テキストがあることが望ましい。」

（研修認定薬剤師制度実施要領：第10条（5））

ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）実施フロー



研修実施機関としての研修種別の追加登録申請にあたって（はじめに）

- ▶ 「ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）」の研修会種別を追加申請できる実施機関は、既に「集合研修」または「ウェブ利用研修（集合研修即時配信）」の種別を許可されている団体に限りです。
- ▶ アーカイブ配信を行うにあたり、利用する配信システム等が、次頁以降に示す、要件（１）～（４）を満たしている必要があります。初めてアーカイブ配信システムを利用する場合には、研修会種別の追加登録申請をする前に、当財団 pecs-info@jpec.or.jp へ必ずお問い合わせ下さい。

研修実施機関としての研修種別の追加登録申請にあたって（はじめに）

- ▶ 実施機関においては、配信に関する記録を電子的に保存し（いわゆるログをとる）、その記録に基づいて自らが受講者の記録を作成することが求められ、そのデータをPECSにアップロードしなければなりません。
- ▶ 従って、追加登録申請の際は、配信に関する記録を電子的に保存することができることを示す資料を提出する必要があります。
- ▶ また、ウェブ利用研修実施機関に対しては、電子的に保存した配信に関する記録とアップロードした受講者の記録との照合調査を適宜行うこととしています。

アーカイブ配信を認めるための要件（1）

（研修画面上の要件）

- ▶ 早送りができない。
- ▶ シークバーを利用して、未受講の部分を見ることができない。（受講済みの部分に戻るとは可）
- ▶ 受講確認のためのキーワード記録方式の場合は、シークバー上で未受講部分の画像を見ることができない。

（記録要件）

- ▶ 受講割合を確認でき、そのログを保存できる。
- ▶ 受講時間を確認でき、そのログを保存できる。
- ▶ 受講記録（ログ）と、受講者の氏名（フリガナ）、生年月日、薬剤師名簿登録番号、受講日（受講完了日）が関連づけられて保存され、それらの記録を提出できる。

アーカイブ配信を認めるための要件（2）

（不正受講の防止）

- ▶ 同じアカウントで複数のPC（デバイス）から同時にアクセスできない。
- ▶ 同じPCから複数のブラウザを立ち上げ、同時にアクセスできない。
- ▶ 上記のことが機械的にできない場合、人為的に不正受講を確認する体制をとっている。

（重複受講を防止するための要件）

- ▶ 他のプロバイダーにおいて（集合研修、即時配信研修※）の単位の発行を行っていない。
- ▶ 他のプロバイダーにおいてアーカイブ配信を行っていない。
- ▶ 研修会名については、集合研修、即時配信研修と同じ名称とすること。また、名称の頭に配信システムを区別する記号等をつけ、実際に研修が行われた日付を名称の後につけること。（例）「JPA_研修会名_20240401」・・・記号「JPA」、日付「20240401」
- ▶ 研修実施機関においては、集合研修、即時配信研修と重複受講していないことの確認を行う体制を構築し、実施結果を報告する。

※ウェブ利用研修（集合研修即時配信）。以下、同様とする。

アーカイブ配信を認めるための要件（3）

（配信内容・単位）

- ▶ 配信する内容は、集合研修、即時配信研修と同じ内容とする（原則、編集はしない）。付与する単位数も同じとする。
- ▶ 当面の間、配信期間終了日を単位交付日とすることについて、同意すること。
- ▶ 単位を付与する対象者は、受講をすべて完了した者とする。

（配信期間）

- ▶ 集合研修、即時配信研修終了後、遅滞なく配信し、配信する期間は1ヶ月以内とする。

（PECSへアップロードする受講完了者データの提出期限）

- ▶ 配信期間終了後、1ヶ月以内とする。

アーカイブ配信を認めるための要件（４）

（その他）

- ▶ 当財団からの要請により、ログ等の確認が可能な体制を要していること。
- ▶ 前項までの要件を満たしており、適切な研修であることの事前審査を受け、承認されること。
- ▶ 重複受講防止対策において、他のプロバイダーが関与し、別途、重複受講を防止するための要件を具備していると認められる場合は個別に判断する。

以上の要件を、満たしていることが必要です。

また、一度アーカイブ配信による研修が認められれば、本財団が定める事項について、事前に確認を終えていると見なすこととします。

※配信システムを区別する記号を申請時に必ず記載してください。

追加登録申請に必要な資料

研修実施機関の追加登録申請には資料の添付（PDF）が必要です。
必要な書類は次の2種類からなります。

1. 「ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）」の研修種別に関するもの（別添：様式22）

2. 実施機関（施設）区分に関するもの

申請者の法人等の形態によって必要な書類を規定

（ホームページに掲載の「研修実施機関のPECS登録申請方法(令和3年12月版) (PDF)」24頁～28頁 参照）

※他の種別登録申請と同じ資料。

追加登録申請に必要な資料

1. 「ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）」の研修種別に関するもの

様式22（PDF）（別添）により作成します。

（右掲載は表面。次頁に続きます。）

PECS様式22

2024.10.1制定

研修実施機関の登録申請にかかる書類（研修会種別に関するもの）

（集合研修アーカイブ配信 実施機関用）

以下の記載について相違ないことを確認し、提出します。

申請団体名：

申請年月日： 年 月 日

申請する研修会種別		
(5)ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）実施機関		
「集合研修」実施機関または「ウェブ利用研修（集合研修即時配信）」実施機関、もしくは両方の種別許可を受けているか否か	該当する方に○印	
受けている		
受けていない		
1. 本財団が定める事項について、事前に確認を終えているか否か （アーカイブ配信を行う配信システムについて、確認を受けていること） 終えている場合は、下記へ配信システムを区別する記号を記載する （配信システムを区別する記号： ）		該当する方に○印
終えている		
終えていない		
2. インターネットにより画像及び音声を送達できる設備があるか否か		該当する方に○印
ある		
ない		
3. 受講者の不正を発見した際の対処方法を定めているか（規定の提出は不要）		該当する方に○印
定めている		
定めていない		
4. 受講者の重複受講を発見した際の対処方法を定めているか（規定の提出は不要）		該当する方に○印
定めている		
定めていない		
5. 早送り視聴などの不適切な受講を防止する電子的手段を有しているか否か		該当する方に○印
有している		
有していない		
6. 受講者の募集に際し、氏名及び薬剤師名簿登録番号を収集するか否か		該当する方に○印
収集する		
収集しない		
7. 常時使用できるパーソナルコンピューターが1台以上あるか否か		該当する方に○印
ある		
ない		

次ページに続く

追加登録申請に必要な資料

(前頁の続き、右掲載は **様式22 (PDF)** (別添)の裏面)

この後、「ウェブ利用研修（集合研修即時配信）」と同様に、利用する配信システムによって記録したログを添付してください。

(ログの内容については、ホームページ掲載の「**研修実施機関のPECS登録申請方法(令和3年12月版) (PDF)**」22頁～23頁 参照)

8. 上記のパーソナルコンピューターのOSがWindows環境（最新バージョンのもの）であるか否か	該当する方に○印
Windows環境である	
Windows環境でない	
9. パーソナルコンピューターに繋いで規定の情報をアップロードできる通信回線を有するか又は随時利用できる状態にあるか否か	該当する方に○印
その状態にある	
その状態にない	
10. 受講者データを提出したことを受講者に通知する方法	該当するものに○印
受講者個々に電子メール等で通知	
ホームページ等に、受講者データを提出した研修会名等を掲載	
その他（ ）	
11. 受講者にかかる記録を定められた期間保存できるか否か	該当する方に○印
保存する	
保存しない	
12. ログについて	
①ログを取得保存できるか否か	該当する方に○印
できる	
できない	
②試験通信によるログ記録の概要	日時等を記載する
試験通信の日	年 月 日
試験通信の時刻	開始時刻 時 分
	終了時刻 時 分
試験通信対象者数	名
③試験通信によるログ記録	次ページのとおり

注：この次のページに、試験配信した際のログを添付すること。

追加登録申請に必要な資料がそろったら

PECSより、追加登録申請を行ってください。

- ▶ **研修実施機関のPECS登録申請方法(令和3年12月版) (PDF)**
64頁～77頁 参照

なお、上記に記載されている、

29頁～32頁の「登録申請に関する注意事項（１）～（４）」、

33頁～35頁の「留意事項（１）～（３）」、

39頁の「留意事項（５）」

は、共通事項となりますので、ご確認ください。

申請手続き・留意事項等

- ▶ 研修実施機関の追加登録申請は10月1日以降申請可能となりますが、審査結果については**1ヶ月程度**お待ちください。
- ▶ 「ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）」の研修会開催申請（配信開始の3週間前までに申請）および終了報告（配信終了の1ヶ月後まで）の手順の掲載は、2024年11月以降となる予定です。
- ▶ 「ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）」の研修会開催申請時の**研修会名**は、アーカイブ配信する時の名称と同一とすることが原則ですが、識別記号等の違いによるものなど若干の違いは許容します。
- ▶ 「ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）」は、「集合研修会」または「ウェブ利用研修（集合研修即時配信）」の開催終了後、**3ヶ月以内**に実施（配信開始）するようにしてください。
- ▶ 「ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）」を実施（配信）するにあたり、収録を行う親研修会（「集合研修会」または「ウェブ利用研修（集合研修即時配信）」）は、**2024年10月1日以降、開催されたものに限ります**。
- ▶ 「ウェブ利用研修（集合研修アーカイブ配信）」の単位取得日は、当面の間、**配信期間終了日**となります。